



富山県認定

12 つくる責任
つかり責任



富山県

リサイクル製品・エコ事業所 エコ・ステーション 申請募集中!!

公募期間 令和6年9月13日(金)～10月31日(木)

富山県では循環型社会づくりに向け、廃棄物を利用したリサイクル製品や、廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所、民間事業者等による資源物（古紙）の回収拠点を認定しています。

このたび、令和6年度の公募を次のとおり行いますので、奮ってご応募ください。

（令和3年度に認定されたリサイクル製品、令和元年度に認定されたエコ事業所、エコ・ステーションの更新についても、同時に受け付けます。）

認定のメリット

県のホームページやパンフレット等でPRされるほか、下記のメリットがあります。

○リサイクル製品

- ・ 認定証が交付され、製品に「富山県認定リサイクル製品」の表示を行うことができます。
- ・ 県が発注する公共工事にて、優先的に調達されます。

○エコ事業所

- ・ 認定証と認定銘板が交付され、認定銘板を掲示することにより、環境に配慮する事業所としてアピールすることができます。

○エコ・ステーション

- ・ 認定証と認定銘板が交付され、認定銘板を掲示することにより、県の認定を受けた回収拠点としてアピールすることができます。



富山県リサイクル認定シンボルマーク

1 応募方法

所定の申請書を9月13日（金）から10月31日（木）までに、富山県環境政策課へ提出してください。申請書は、富山県リサイクル認定制度のホームページからダウンロードできます。

富山県リサイクル認定制度

検索



https://www.pref.toyama.jp/1705/ku/n/haikeitu/recycl
n/haikeitu/recycl
toyama.jp/1705/ku/n/haikeitu/recycl

2 対象

リサイクル製品：原則として県内で発生する廃棄物を使用し、県内で製造加工されるリサイクル製品
 エコ事業所：廃棄物の発生抑制や循環利用など、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組む事業所
 エコ・ステーション：資源物（古紙）の回収に取り組む拠点
 （とやまエコ・ストア制度の登録を受けた小売店舗が設置したものを除く。）

3 認定方法

「富山県リサイクル認定事業実施要綱」に基づき、学識者等からなる「富山県リサイクル認定検討会」の意見を聴き、知事が認定します。

4 認定の有効期間

リサイクル製品：3年間 エコ事業所、エコ・ステーション：5年間

※ 期間中であっても、認定基準に適合しなくなった場合には、認定を取り消すことがあります。

お問い合わせ 富山県 生活環境文化部 環境政策課 廃棄物対策係

〒930-0005 富山市新桜町5-3 TEL 076-444-3140 FAX 076-444-3480